

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-25)

施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する								担当部局名	都市局		作成責任者名	都市政策課長 奥田 誠子		
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。								施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	7 都市再生・地域再生の推進	政策評価実施予定期	令和3年8月	
業績指標	初期値	目標値設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
93 全国の方針における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	79.8%	79.9%	79.9%	77.5%	75.8%	/	82.0%	毎年度	平成23年度以前の過去10年間の平均値である82%(81.9%)を目標値として、平成24年度から実施。				
94 都市再生誘発量(基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計)	-	平成28年度	-	-	2.845ha	5.151ha	7847ha	/	13,500ha	令和3年度	民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。				
95 文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)	133施設	平成28年度	129施設	133施設	142施設	146施設	151施設	/	150施設	令和元年度	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。 ・研究施設(研究施設、技術開発施設) ・大学(大学・短大) ・文化施設(都市の文化の発展に寄与する施設) ・交流施設(文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設) ・宿泊研修施設(研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設) ・その他(基本方針または建設設計画に掲げる施設等)				
96 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	-	-	1.18	1.04	1.02	1.09	1.15	/	1.00未満(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)	毎年度	半島振興法は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への定住の促進の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとする。 評価年度の半島地域内における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。				
97 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	66%	平成29年度	-	-	66%	67%	68%	/	80%	令和4年度	高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。 また、今後更に雪処理の扱い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。 このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除雪雪の体制の整備(雪処理の扱い手の確保)」に係る規定が追加された。 特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の扱い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、令和4年度を目指し、全532市町村の約80%となる425市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。				
98 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数	8件	平成26年度	14件	26件	33件	38件	48件	/	46件	令和2年度	大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定。				
99 立地適正化計画を作成する市町村数 【新経済・財政再生計画関連・社会资本整備等分野 14】[新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI]	278市町村	令和元年12月末時点	1市町村	100市町村	142市町村	231市町村	310市町村	/	600市町村	令和6年度末	立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が促進される。 当初、立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、令和2年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を150市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和2年までに計画の作成意向を有する約300市町村(平成29年7月末時点調査)において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに、自治体の作成状況や作成意向等を踏まえ(平成31年3月末時点)、令和6年度までに600市町村に目標値を上方修正した。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】				
100 自動二輪車保有台数1万台あたりの駐車場供用台数	492台	平成27年度	492台	499台	507台	558台	集計中	/	530台	令和2年度	直近3か年の自動二輪車駐車場整備比率の平均伸び率である1.5%のトレンドで目標を設定。 自動二輪車駐車場供用台数／1万台あたりの自動二輪車保有台数				
101 中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.13%増	平成25年度	0.08%増	0.11%増	0.04%	0.13%	集計中	/	前年度比0.2%増	毎年度	街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。				
102 物流拠点の整備地区数	80地区	平成28年度	75地区	80地区	87地区	92地区	96地区	/	97地区	令和3年度	総合物流施策大綱(2013-2017)に基づく「総合物流施策推進プログラム」に掲げられた取組みに関する進捗状況を反映し、令和3年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定				

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)				
(1) 半島地域振興等に必要な経費 (平成19年度)	290	107 (85)	96 (87)	87 (71)	81	地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して、一体的、広域的に推進するソト事業に対する支援を行う。また、半島振興法による半島振興施策の実施状況を確認し、評価を行うとともに、半島地域の社会経済情勢その他のデータ等の半島振興法の施行に必要な情報の収集・分析等を行う。	96	-
(2) 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (平成20年度)	291	132 (122)	145 (143)	116 (115)	62	人口減少や高齢化が先行、加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域)において、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成に資するため、市町村等が行う、必要となる既存施設を活用した施設改修等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする。 【補助率等】公益サービス機能を維持確保するため、廃校舎等の遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修費の他、再編・集約に伴う廃止施設の除却費について補助する(補助率:市町村1/2以内、NPO法人等1/3以内(間接補助))。	93	-
(3) きめ細やかな豪雪地帯対策の推進に要する経費 (平成25年度)	292	35 (35)	31 (31)	28 (27)	25	豪雪地帯対策特別措置法(H24.3改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な克雪体制の実現方策を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。 特に、都市再生・地域再生を実現する観点から、豪雪地帯における共助による除雪体制の構築を推進し、安全・安心な雪国への形成により地方創生に寄与する。	97	-
(4) 市街地再開発事業 (昭和62年度)	293	8,579 (8,521)	8,409 (8,409)	16,937 (16,924)	10,209	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新・集積に資する市街地再開発事業等において防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備を促進することを目的とする。 【補助率:3%、5%、7%】	-	補助事業実施箇所(地区)数(令和2年度活動見込:35) 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建て以上の建物へ更新された宅地面積の割合)(令和5年度目標値 44.5%)
(5) 都市再生総合整備事業 (平成12年度)	294	1,151 (1,151)	1,180 (1,180)	1,205 (1,205)	1,175	都市再生分野における新たな事業機会を創出し、地方公共団体・民間事業者等の潜在力を最大限に引き出し、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として実施。 低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等について、市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化へ向けてのコーディネート、及び事業完了後のまちづくり活動支援等を行う。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行う。 (補助率)1/2、3/4	-	事業実施箇所(令和2年度活動見込:49地区) 民間建築投資可能床面積量(基盤整備等により、民間事業者等が都市再生のために活用可能となる最大床面積の合計)(令和5年度目標値:1,938千m ²)
(6) まち再生総合支援事業 (平成17年度)	295	200 (135)	395 (245)	5,855 (5,810)	690	地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上に資するリノベーション等の事業及び市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対し、出資等により支援する民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)に対して国が必要な助成を行う事業。	-	まちづくりファンドへの支援件数(令和2年度 見込10件) ・まちづくりファンド支援事業(マネジメント型)の誘発係数8.3倍を毎年達成する。 ・まちづくりファンド支援事業(クラウドファンディング型)の誘発係数4.6倍を毎年達成する。 ・まち再生出資事業の公共施設等整備の誘発係数3.3倍を毎年達成する。 ・都市再生整備計画等で定める指標のうち、まち再生出資事業が関連する指標の達成割合を80%とする。
(7) 国際競争拠点都市整備事業等 (昭和62年度)	296	15,944 (15,888)	12,055 (12,046)	20,948 (16,090)	23,655	国際的な経済活動の拠点地域の基盤となる都市拠点インフラの整備や、防災機能の向上や都市環境改善に資する国際コンテナに対応した物流拠点の整備・再整備、災害時にエネルギーの安定供給を図るためにエネルギー導管等整備等に対し、国が必要な助成等を行う。	98	補助事業実施箇所(地区)数(令和2年度 見込9) 世界の都市総合力ランキング(GPCI)の順位(令和7年度目標値:20位)
(8) 景観まちづくり刷新支援事業 (平成29年度)	297	1,233 (1,233)	2,147 (2,006)	3,163 (3,022)	1,197	良好な景観資源の保全・活用により都市の魅力向上及び地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区において市町村等が行う、建造物の外観修景等の景観整備について補助を行う。 【補助率等】歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美化化、散歩道、広場、駐車場、視点場の整備等について補助する。(補助率1/2)	-	-
(9) 都市機能立地支援事業 (平成26年度)	298	1,464 (1,018)	942 (332)	948 (959)	-	拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化)の維持が困難となるおそれがある中、まちの活力の維持・増進(都市再生)、持続可能な都市構造への再構築の実現を図るために、まちの拠点となるエリアにおいて医療・福祉等の都市機能を整備する民間事業者等に対し、国が都市の生活を支える機能の整備への支援を行う。(補助率1/2)	101	補助事業実施箇所(地区)数 都市機能立地支援事業を活用した施設が存する自治体において、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数が事業実施前より増加した自治体の割合を、令和3年までに70%まで引き上げる。
(10) 都市開発資金貸付事業 (昭和41年度)	299	11,215 (9,165)	6,418 (6,103)	5,586 (5,566)	5,826	・用地先行取得資金の有利子貸付・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付・都市環境維持・改善事業(エリアマネジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付・民間都市開発推進資金の無利子貸付・賑わい増進事業資金の有利子貸付	94	貸付を行った事業主体数(令和2年度活動見込 8) 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建て以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)(令和5年度目標値 44.5%) 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数の割合(令和2年度目標値 67%)

							調査実施件数:7件	
(11) 地域活性化推進経費 (平成16年度)	300	40 (40)	32 (32)	70 (70)	45	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、ICTを活用し、場所や時間を有効活用した柔軟な働き方であるテレワークの推進に資する都市整備のあり方について、データの収集や分析等を行い、各課題の対応策等を検討する。 また、まちづくりの課題に適確に対応するためには、データに基づいて都市の現状分析や政策判断、合意形成を促すことが必要であることから、官民データ利活用の推進に関する調査等を行う。	-	令和2年度までに、勤務先にテレワーク制度があり、その制度に基づきテレワークを実施している人(雇用型テレワーカー)の割合を平成28年度比で倍増させる。 令和2年度までにデータの利活用によるエネルギー利用の効率化など、都市構造の集約化に関する計画を策定した政令指定都市、特例市、中核市の自治体数を75以上にする。
(12) 国際機関等拠出金 (平成9年度)	302	37 (37)	38 (38)	40 (40)	38	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各國政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、デジタル化やグローバル化、人口動態の変化等の中長期的な社会の潮流に対応するための都市政策のあり方を重点的に研究しており、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援、海外展開に官民挙げて取り組む我が国との問題関心に即した提言を得るとともに、同委員会の事務局である起業・中小企業・地域・都巿局が実施する「土地利用のガバナンス」プロジェクトにかかる費用の一部を拠出し、我が国の都市政策の経験・課題を共有することで、国際的に共通する都市課題への対応について貢献する。	-	調査研究件数:1件 OECD地域開発政策委員会が実施する都市分野プロジェクトの調査報告書を2か年で1件有する。 OECD地域開発政策委員会が実施するセミナー、シンポジウム等であって、日本の都市の紹介が含まれるもの1ヶ年で1回以上開催する。
(13) 防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	303	44 (0)	44 (0)	45 (0)	45	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	-	-
都市分野の国際展開、国際貢献推進経費 (平成19年度)	304	202 (190)	233 (232)	214 (208)	263	①環境共生型都市開発の海外展開に向けた調査経費等 日本型の都市開発の提案等を通じて、相手国との都市問題の解決を図るとともに、具体的な開発案件の形成・発掘を通じて、日本企業による都市分野における海外展開を推進する。 ②都市開発海外展開支援事業 海外の都市開発事業への我が国企業の参入を促進させるため、開発構想・計画の予備的調査、フィージビリティスタディ、見学会・研修会・セミナー・ワークショップの企画・開催等に要する費用(定額補助)を支援する。事業主体は民間事業者等。 ③海外における日本庭園の保全再生方策検討調査 海外の日本庭園での修復に係るモデル事業の実施を通じて、現地の技術者が利用可能な維持管理マニュアルの整備等を行う。 ④北京国際園芸博覧会展出調査等 2019年(令和元年度)北京で開催の国際園芸博覧会において、日本の庭園文化の对外発信や造園緑化技術の海外展開を図るために、日本政府出展内容について調査等を行う。 ⑤ドーハ国際園芸博覧会展出調査等 2021年(令和3年度)ドーハで開催の国際園芸博覧会において、日本の庭園文化の对外発信や造園緑化技術の海外展開を図るために、日本政府出展内容について調査等を行う。	-	調査実施件数:20件 単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数を平成30年度までに50件、令和7年度までに55件まで引き上げる。 令和6年度までに単年度の事業検討に留まらず、相手国関係機関等との協力覚書の締結や日本企業による事業参画等、翌年度以降の事業推進につながった地区・地域の数を10件にする。 海外における日本庭園のうち、令和3年度までに修復が完了する日本庭園を約50箇所にする。 北京国際園芸博覧会全入場者数の3%(約48万人)以上が、日本政府屋外出展に来場する。 ドーハ国際園芸博覧会全入場者数の3%(約9万人)以上が、日本政府屋外出展に来場する。
民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	305	92 (80)	105 (97)	104 (88)	7	都市の魅力を増進とともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減等を図る民間まちづくり活動を促進する。内容は以下のとおり。 ・先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組むとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証事業等に助成する。事業主体は都市再生推進法人、民間事業者等(補助率1/3、1/2、10/10)。	-	社会実験・実証事業等又は普及啓発事業への参画市町村数(令和2年度活動見込:-) ・まちづくり関連協定の活用等により、まちの魅力を増進し、又は公的負担を軽減するまちづくり活動に取組む地区数(累計)(令和2年度目標値:-) ・本事業の普及啓発を通じて生まれた、遊休不動産活用等の民間まちづくりプロジェクトの累計件数(令和2年度目標値:-)
集約型都市構造化推進調査経費 (平成25年度)	306	134 (133)	82 (82)	49 (49)	40	集約型都市構造の形成を促進するためには、コンパクトシティ施策の質を高める検討を進めるための各種データの調査・分析、都市機能・居住機能の適切な誘導を図っていくための都市計画制度とその運用の充実、実行段階での的確な評価と計画・施策への反映が課題である。 このことから、令和2年度においては、 第一の立地適正化計画の内容や運用面の質の向上、コンパクトシティの取り組みの実効性の一層の確保の観点から、 第二の都市計画制度とその運用に関しては、都市構造の再編に向けた公共資本のあり方を見直す観点及び集約エリア外における都市と緑・農が共生するまちづくりを推進する観点から、 第三の評価に関しては、地方公共団体の都市分析を支援するための都市計画情報を利用できる環境整備、的確な都市評価を行いうための新たな効果計測指標の構築の観点から、必要な調査検討を行い、運用指針・ガイドライン等の整備や手法の充実等を行う必要がある。【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、市町村等によるコンパクトシティの取組を促進し、人口減少社会における都市の活力の維持・向上に寄与すると見込んでいます。】	99	集約型都市構造化推進調査の調査実施件数(令和2年度活動見込:3) 集約型都市構造化推進調査の実施団体数(令和2年度活動見込:1) ・立地適正化計画を作成する市町村数(令和6年度目標値:600) ・立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数(令和6年度目標値:評価対象都市の2/3) ・市町村の全人口に対して、居住誘導区域に居住している人口の占める割合が増加している市町村数(令和6年度目標値:評価対象都市の2/3) ・令和2年度までに、緑の基本計画を策定している自治体のうち、緑の基本計画に農地の保全や活用に係る施策の記載をした自治体の割合を75%にする。

(17) 集約都市形成支援事業 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野14】【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	307	419 (419)	476 (450)	473 (439)	500	立地適正化計画等に基づくコンパクトなまちづくりを、計画の策定、合意形成、建築物跡地の適正管理などソフト施策を中心に総合的に支援することにより、歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速する。内容は以下のとおり。 ・歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化を促進するため、医療施設、社会福祉施設など都市のコアとなる施設のまちなかへの立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進するための支援(①低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針、PRE活用計画の計画策定支援、②コーディネート支援、③施設の移転促進、④建築物跡地等の適正管理、⑤居住機能の移転促進に向けた調査の支援に対する助成)を行う。事業主体は地方公共団体、市町村都市再生協議会、PRE活用協議会、鉄道沿線まちづくり協議会、民間事業者等(補助率1/3、1/2、定額)。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、市町村等によるコンパクトシティの取組を促進し、人口減少社会における都市の活力の維持・向上に寄与すると見込んでいる。】	99	歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化に取り組んでいる市町村数及び協議会数 (令和2年度活動見込:148)
(18) 国際競争力強化・シティセールス支援事業 (平成26年度)	308	477 (446)	421 (416)	527 (513)	136	都市の国際競争力を強化を図る上で特に有効な地域に外国企業及び高度外国人材(以下「外国企業等」という。)を呼び込むため、国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上、シティセールスに係るソフト・ハード両面の対策及び国際競争力強化施設の整備並びに海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進について、総合的に支援を行う。 特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域(中枢中核都市)を対象として、都市再生緊急整備協議会等による外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画等の作成(補助率 2分の1)や、整備計画等に基づくフト対策(補助率 2分の1)及びハード対策(補助率 3分の1)を総合的に支援する。事業主体は地方公共団体及び都市再生緊急整備協議会、また、外国企業等の地域拠点の立地を促すため、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業において整備される整備計画に記載された国際競争力強化施設の整備に要する費用(補助率 国際競争力強化施設の整備費※×0.23×3分の1)を支援する。事業主体は民間事業者。 さらに、我が国都市の魅力の発信に資する海外の都市開発事業への我が国企業の参入を促進させるため、開発構想・計画の予備的調査、フィージビリティスタディ、見学会・研修会・セミナー・ワークショップの企画・開催等に要する費用(定額補助)を支援する。事業主体は民間事業者等。	-	外国企業等を呼び込むための整備計画を作成した地域数(累計) 開発構想・計画の予備的調査、フィージビリティスタディ、見学会・研修会・セミナー・ワークショップの企画・開催等を実施した外国の地区又は地域の数(累計)
(19) 歴史的風致活用国際観光支援事業 (平成27年度)	301	108 (104)	36 (34)	70 (54)	6	広域観光周遊ルートの形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより効果的に活用するため、歴史的風致維持向上計画認定都市において、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた受入環境整備に対し、総合的な支援を行う。	-	令和2年度までに外国企業を呼び込むための成果目標(外国企業立地数、国際会議の開催件数、展示会への参加者数等)の達成状況を85%とする。
(20) スマートシティ実証調査	309	- -	40 (40)	312 (102)	225	AI、IoT等の新技術や官民データをまちづくりにとりいれたスマートシティの推進を図るため、民間企業、地方公共団体等が持続可能かつ分野横断的に取組むことを目指し、都市・地域問題に係るソリューションシステムの実装に向けた取組を支援する。	-	実証調査件数(令和2年度活動見込み36件) AI・IoT等を活用した先進的まちづくりに資する、他都市への普及・展開が可能な事例及び普及・展開した事例の延べ件数。(令和2年度までに累積50件)
(21) 広域的な庭園等のネットワークの推進(令和元年度)	310	- -	- -	28 (27)	28	地域内の庭園等を広域的にネットワーク化し、周遊ルート設定などの相互に連携した取組を推進し地域の活性化につなげるため、各地域で庭園・公園管理者等が構成員となる協議会が「庭園間交流連携促進計画」を作成し、国に申請を行う登録制度を創設する。 登録された「庭園間交流連携促進計画」に基づき、登録制度の運用及びホームページの作成等を通じた国内外への効果的な普及促進、各関係組織への効果的な支援手法の調査検討、実施を行う。	-	国に登録された庭園間交流連携促進計画数(令和2年度活動見込み7計画) 「庭園間交流連携促進計画」に位置づけられた庭園数(令和2年度活動見込み50箇所)
(22) グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 (令和2年度)	新2-007	- -	- -	- -	100	官民連携・分野横断により、グリーンインフラを活用した都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等の多様な社会的課題の解決を図るため、市町村が策定するグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画に基づく民間事業者による緑化等の取り組みを支援する。	-	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業実施団体数(令和2年度活動見込: 5) ・令和2年度までに水と緑に親しむ空間を14.1m ² /人確保する。(令和2年度目標値: 14.1m ² /人) ・令和7年度までに、当該年度に策定・改定された緑の基本計画のうち、グリーンインフラを位置づけている計画の割合を70%以上とする。(令和7年度目標値: 70%)
(23) まちなかウォーカブル推進事業 (令和2年度)	新02-036	- -	- -	- -	150	まちなかウォーカブル区域(市区町村が指定する概ね1kmの歩けるエリア)において、都道府県及び民間事業者を対象に、街路の広場化や公共空間の芝生化等のウォーカブルな空間整備、沿道施設の1階部分の開放によるアイレベルの刷新、社会実験の実施やデザイン検討などによる滞在環境の向上、外観の修景整備や建物内の公共空間整備など、賑わいあふれる「居心地が良く歩きたくなる」空間整備に資する取組を重点的・一体的に支援する(補助率:1/2)。	-	補助事業実施箇所(地区)数:2地区(令和2年度見込) 事業実施箇所において、歩行者交通量または1人あたり滞在時間が増加若しくは減少に歟止めがかかる割合:100%

(24) 都市構造再編集中支援事業 (令和2年度)	新02-037	-	-	-	70,000	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的な支援を行う。(国費率:1/2(都市機能誘導区域内)、45%(都市機能誘導区域外))	94	補助事業実施箇所(地区)数(令和2年度活動見込:284) 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、令和6年までに評価対象都市の2/3(67%)とする。
まちなか公共空間等活用支援 (25) 事業 (令和2年度)	新02-038	-	-	-	57	都市再生推進法人がベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化する事業を低利貸付により支援する民間都市開発推進機構(以下、「民都機構」という。)に対して、国が必要な助成を行う事業。	-	民都機構による都市再生推進法人への新規貸付件数(令和2年度 見込6件) まちなか公共空間等活用支援事業の誘発係数4.6倍を毎年度達成する。
官民連携まちなか再生推進事業 (令和2年度)	新02-039	-	-	-	500	まちなかにおいてウォーカブルな人を中心の「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出をはじめとする多様な人材や様々な民間投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力を備えた都市の構築を推進するため、官民の多様な人材が幅広く集うコミュニティの構築を図ることを目的とし、官民によるエリアプラットフォームの構築及びエリアプラットフォームによるエリアの将来像等を記載した「未来ビジョン」の策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた各種取組を総合的に支援する。 補助率: 定額、1/2、1/3等	-	エリアプラットフォームの構築又は「未来ビジョン」の策定に着手した地区数(令和2年度活動見込:20) ・「未来ビジョン」を策定した地域のうち、エリアプラットフォームで合意した取組又は「未来ビジョン」に基づく取組を実施した地域の割合(令和2年度見込: -) ・「未来ビジョン」を策定した地域のうち、店舗・オフィス等が新規進出した地域の割合(令和2年度見込: -) ・「未来ビジョン」を策定した地域のうち、地価の前年度比がビジョン策定期と比較して上昇した地域の割合(令和2年度見込: -)
(27) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	418	884,548 (882,357)	807,215 (804,762)	817,550 (814,126)	697,282	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
施策の予算額・執行額		52,975 (38,834)	56,343 (32,028)	74,931	102,978	施策に關係する内閣の重要な政策 (施策方針演説等のうち主なもの) 【閣決(重点)](業績指標97, 98) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)		
備考		【AP改革項目関連:社会資本整備等】にあるKPI「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数」及び「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」、「立地誘導促進施設協定の締結数」、「低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数」、「都市計画道路の見直し(①見直しの検討に着手した市町村数の割合、②見直しを行った市町村数の割合)」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。						

※複数の施策に関連する事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。